

## (一財) 広島県職員互助会事業一覧

R4.4.1現在

病気療養見舞金	<p>会員又は被扶養者が、病気又は負傷により医療費の一部負担金を支払ったとき等に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【総医療費－共済組合給付算定額－2,800円控除】(1,000円未満切捨)</li> <li>月の累計額の7割(1,000円未満切捨)を年度末に集計し、一括給付</li> <li>・上限10万円</li> </ul>
死亡弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の死亡 10万円</li> <li>・配偶者の死亡 3万円</li> </ul>
災害見舞金	<p>会員が災害で住居・家財に損害を受けたときや、防災体制等の業務の遂行に起因して、災害により自家用車に損害を受けたときに支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の程度に応じ10万円、6万円、2万円、自家用車は2万円以下の必要な額</li> </ul>
休業見舞金	<p>会員が療養のため休職を命ぜられ給料が減額されて3か月経過後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円</li> </ul>
介護支援金	<p>会員が介護休暇の承認を受けたとき(共済組合の給付対象期間終了後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休暇期間1日につき、3,000円を給付(支給上限額10万円)</li> </ul>
育児支援金	<p>会員が育児休業をした場合に、共済組合の給付対象期間終了後、育児休業継続の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円</li> </ul>
遺児育英資金	<p>死亡した会員に、未就学児、小学校中学校高等学校等に在学する18歳未満の遺児があるときに、遺児1人につき10万円を支給</p>
リフレッシュ事業	<p>リフレッシュ事業実施会員に旅行券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3万円</li> </ul>
がん検診等強化事業	<p>がん(胃、肺、大腸、乳、子宮、前立腺)検診、脳ドック検診、骨密度検査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共済組合へ助成金を支払</li> </ul>
インフルエンザ予防接種助成事業	<p>インフルエンザ予防接種ワクチン費用の3/4を助成(年1回)</p>
婚活応援事業	<p>婚活イベント等参加費を助成 年10,000円を限度</p>
健康増進奨励事業	<p>事業年度内を通じて医療機関等にかからなかった場合 健康増進奨励金5,000円を支給</p>
育児情報提供事業	<p>2歳未満の子を養育している会員に、育児情報誌を提供</p>
児童福祉施設入所児童等進学奨励事業	<p>児童福祉施設入所児童が高等学校等に進学したとき 1人 1万円</p>
地域活動支援センター等活動支援事業	<p>障害者等の福祉の充実を図るため県内の地域活動支援センター等に助成 1施設 10万円</p>
日本赤十字社広島県支部への寄附	<p>平成30年7月豪雨災害と同様の災害が発生した場合、同様の寄附を行う予定 (平成30年度 100万円)</p>